

第1章 調査の方法と概要

第1節 (財)日本体育協会加盟団体調査

<調査対象者と配布・回収>

(財)日本体育協会加盟団体(中央競技団体 55、都道府県体育協会 47、郡市区町村体育協会(法人、政令指定都市) 169)合計 271 団体に対し、郵送による質問紙調査を実施した。回収率は 55.4% (中央競技団体 29 : 52.7%、都道府県体育協会 30 : 63.8%、郡市区町村体育協会(法人、政令指定都市) 89 : 52.7%、無記名 2 合計 150 団体)であった。

<調査時期>

2007年10月から11月

<調査内容>

調査項目は、(財)日本体育協会「財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」(以下、日体協ガイドライン)、およびすでに他領域で着手されているセクシュアル・ハラスメント防止対策の取組み調査¹⁾を参考に作成し、各スポーツ団体の倫理問題に関する取組み状況をたずねた。

内容は、各団体における(1)倫理規程やガイドラインの有無とそれに含まれる内容、(2)倫理委員会の設置状況、(3)意識啓発活動等の実施、(4)不祥事発生後の処理、(5)実際に対処した倫理問題件数、である。

この質問紙調査の結果に関しては第2章で報告する。

第2節 指導者・選手調査

(1) 質問紙調査

<調査対象者と配布・回収>

各都道府県下のスポーツ活動を統括する 47 都道府県体育協会((財)日本体育協会加盟)に対し、登録スポーツ指導者に対する『スポーツ環境における指導者と選手の適切な行為に関する調査』実施への協力を依頼した。

調査対象者は、①各都道府県体育協会が主催する定期的な指導者講習会参加者(あらゆるレベルの指導者を含む) ②国民体育大会結団式参加選手団(指導者・選手)および③国民体育大会強化選手団(指導者・選手)である。選手に関しては、個別の調査依頼が困難である事情から、都道府県体育協会に登録している指導者をつうじて、その指導下にある選手への協力依頼をおこなった。実質的に指導者への調査依頼が可能になる状況と、相対的にサンプル数が少なくなることが予想される選手の競技レベルをある程度統一する必要性とを考え合わせ、今回調査では主に国体参加レベルの選手を対象とした。そのため、指導者があらゆるレベルを対象にしているのに対し、選手は主に国体強化選手以上のレベルが対象になっていることを注記し、あわせて両者を比較する際の限界として記しておきたい(ただし、調査を依頼した指導者に、指導下にある選手に対する協力も依頼したため、対象選手には

国体レベルではない選手も含まれている)。

調査用紙の配布に関しては、①は主催者に会場にて配布を依頼 ②③は関連会議への参加者に対して、調査グループが開会前の会場にて直接配布した。③の選手に関しては、指導者会議に参加した各競技監督や主任強化コーチに対し、指導下にある選手に直接手渡してもらうよう依頼した。なお、選手調査に関しては、(財)全国高等学校体育連盟の許可を取っていないため、18歳未満選手への協力依頼はおこなわなかった。

調査用紙の回収に関しては、配布当日に回収か、後日個別に郵送にて返信のふたとおりの回収方法を提示し、調査協力団体と回答者の便宜に応じて回収した。

47のうち以下の16の都道府県体育協会(34.0%)の協力を得、そのうち3都道府県(埼玉県、宮城県、山梨県)体育協会からは、国民体育大会参加選手団に対する調査協力も得た(表1)。国体指導者297名を含む計3,734名の指導者と、主に国体参加レベルの選手1,162名に対し調査用紙を配布した結果、回収数は、指導者1,406部(37.7%)、選手418部(36.0%)であった。

<表1> 調査協力都道府県体育協会名	
財団法人 宮城県体育協会	財団法人 福井県体育協会
財団法人 秋田県体育協会	財団法人 岐阜県体育協会
財団法人 山形県体育協会	財団法人 大阪体育協会
財団法人 福島県体育協会	財団法人 兵庫県体育協会
財団法人 群馬県体育協会	社団法人 和歌山県体育協会
財団法人 埼玉県体育協会	財団法人 岡山県体育協会
財団法人 東京都体育協会	財団法人 香川県体育協会
財団法人 山梨県体育協会	財団法人 熊本県体育協会

<調査時期>

2007年9月から2008年8月

<調査に関する倫理的配慮>

本調査は、スポーツ指導における暴力やセクシュアル・ハラスメントという、取扱いに注意を要する問題に触れるため、その方法には細心の倫理的配慮が求められた。回答内容が所属団体や指導関係者に知られることのないよう、記入した調査用紙を記入者自身の手で封筒に入れ密封した後に回収する方法をとり、データ分析は調査グループのみがおこなうなど、匿名性の保証と個人情報の厳守につとめた。調査の実施にあたっては、調査用紙の保管期間なども含め、調査用紙の表紙にもその旨を明記した。またさらに、配布された場での時間不足やその場で回答しにくかった回答者が調査用紙を持ち帰って記入した場合には、郵送で返送できるようにも対応した。

<調査内容>

本調査は本来、日本のスポーツ環境におけるセクシュアル・ハラスメントの実態を明らかにし、その予防方策を見出すための基礎的データを得るために計画されたが、調査協力を依頼しやすく、より有効なデータ回収をめざすために、スポーツにおける倫理問題をより広範に提示し、暴力を含む反倫理的行為とセクシュアル・ハラスメントになりうる行為の双方について、スポーツ指導者と選手の意識・経験調査をおこなうこととした。

質問紙調査は、指導者版、選手版、それぞれ4部から構成されている。

指導者版の第1部（問1～問10）は、被調査者のフェイスシートにあたる部分で、性別・年齢・職業・婚姻状況・居住形態（問1）、自身の競技歴（問2）、自身の競技レベル（問3）、スポーツ指導歴（問4）、指導対象選手の競技レベル（問5）、スポーツ指導者資格の有無と種類（問6）、過去1年間の指導の有無（問7）、スポーツ指導の場（問8）、1対1の指導関係の有無と選手の性別（問9）、「(財)日体協倫理に関するガイドライン」の認知（問10）をたずねている。

第2部（問11-付問A・B）は、学校の体育授業を除くスポーツ活動（学校や実業団の部活動、スポーツクラブや道場などにおける活動）の場で、指導者が選手に対しておこなう12項目の暴力を含む反倫理的行為について、その認識と経験をたずねた。質問は以下の2つの観点からなされた：その言動を適切と思うかどうか（付問A）、実際に選手に対しておこなったことがあるかどうか（付問B）。付問Aについては、適切であるかどうかは時と場合によると思われるが、あえて中間項を省き、「適切である」「適切でない」の二者択一で評価を求めた。付問Bについては、「頻繁にある（5回以上）」「何度かある（1～4回）」「ない」の3段階で経験をたずねた。

第3部（問11-付問C・D）は、同じく学校の体育授業を除くスポーツ活動（学校や実業団の部活動、スポーツクラブや道場などにおける活動）の場で、男性指導者が女性選手に対しておこなう16項目のセクシュアル・ハラスメントになりうる行為について、その評価と経験をたずねた（第16項目のみ、男性選手に対する行為）。質問は以下の2つの観点からなされた：その言動を適切と思うかどうか（付問C）、実際に女性選手に対しておこなったことがあるかどうか（付問D）。付問Cについては、適切であるかどうかは時と場合によると思われるが、あえて中間項を省き、「適切である」「適切でない」の二者択一で評価を求めた。付問Dについては、男性指導者に対しては自分の行為経験を、女性指導者に対しては見聞きした経験を、「頻繁にある（5回以上）」「何度かある（1～4回）」「ない」

の3段階でたずねた。

選手版の第1部(問1～問10)は、被調査者のフェイスシートにあたる部分で、性別・年齢・職業・婚姻状況・居住形態(問1)、競技歴(問2)、競技レベル(問3)、特定の指導者からの被指導経験(問4)、指導を受けた場(問5)、1対1の指導関係の有無と指導者の性別(問6)、将来の指導者志望(問7)、「(財)日体協倫理に関するガイドライン」の認知(問8)をたずねている。

第2部(問9—付問A・B・C)は、学校の体育授業を除くスポーツ活動(学校や実業団の部活動、スポーツクラブや道場などにおける活動)の場で、指導者が選手に対しておこなう12項目の暴力を含む反倫理的行為について、その評価と受容と経験をたずねた。質問は以下の3つの観点からなされた:その言動を適切と思うかどうか(付問A)、指導者によるそのような言動を受け入れられるかどうか(付問B)、実際にそのような言動を指導者から受けたことがあるかどうか(付問C)。付問Aについては、適切であるかどうかは時と場合によると思われるが、あえて中間項を省き、「適切である」「適切でない」の二者択一で評価を求めた。付問Bについても、「受け入れられる」「受け入れられない」で受容度をたずねた。付問Cについては、「頻繁にある(5回以上)」「何度かある(1～4回)」「ない」の3段階で経験をたずねた。

第3部(問9—付問D・E)は、同じく学校の体育授業を除くスポーツ活動(学校や実業団の部活動、スポーツクラブや道場などにおける活動)の場で、男性指導者が女性選手に対しておこなう16項目のセクシュアル・ハラスメントになりうる行為について、その認識と受容と経験をたずねた(第16項目のみ、男性選手に対する行為)。質問は以下の3つの観点からなされた:その言動を適切と思うかどうか(付問D)、その言動を受け入れられるかどうか(付問E)。実際にその行為を受けたことがあるかどうか(付問F)。付問Dについては、適切であるかどうかは時と場合によると思われるが、あえて中間項を省き、「適切である」「適切でない」の二者択一で評価を求めた。付問Eについてもやはり、「受け入れられる」「受け入れられない」で受容度をたずねた。付問Fについては、男性選手に対しては男性指導者の言動を見聞きした経験を、女性選手に対しては自分が実際に男性指導者から受けた経験を、「頻繁にある(5回以上)」「何度かある(1～4回)」「ない」の3段階でたずねた。

なお、指導者、選手とも第3部の設問に関して、他領域での調査や諸外国のスポーツ場面での調査において、セクシュアル・ハラスメントが性や年齢にかかわらず、あらゆる人間関係間で生じることが明らかにされているが、とりわけ日本のスポーツ指導における男性指導者の割合の多さ、近年のマスコミ報道で明らかになったスポーツ指導におけるセクシュアル・ハラスメント事例の実情から、こうした問題が最も生じやすいひとつの典型パターンとして、「男性指導者から女性選手」という関係性を前提としたことをことわっておきたい。

また適切性の評価や受容(選手のみ)の回答を二者択一にしたことについて、特にセクシュアル・ハラスメントになりうる行為に関しては、行為そのものよりもその行為がおこなわれる際の文脈によって、その妥当性が左右されることは周知の事実であるが、本調査では、スポーツ指導という環境における特殊な社会的関係性に重点を置いたうえで、あえて中間項を省き、そのような言動の適切性や受容度をたずねることとした。

指導者、選手とも、第 2 部（指導者：問 11-付問A・B、選手：問 9 付問A・B・C）で用いた 12 項目の暴力を含む反倫理的行為は、相次ぐ高校野球の指導現場での暴力事件を受けて 2006 年 6 月朝日新聞が高校野球指導者に対しておこなった調査²⁾と最近の日本のスポーツ界で事件として報道された実例をもとに作成した。12 項目は以下の通りである。

- 1) 「身の回りの世話をやらせる」
- 2) 「指導者のマッサージをさせる」
- 3) 「平手でたたく」
- 4) 「拳で殴る」
- 5) 「足で蹴る」
- 6) 「メガホンなどのモノでたたく」
- 7) 「ボールなどを投げつける」
- 8) 「罰としてランニングなどの長時間のトレーニングをさせる」
- 9) 「罰として正座をさせる」
- 10) 「水を飲ませない」
- 11) 「人格を否定するような言葉を言う」
- 12) 「存在を無視する」

同様に第 3 部（指導者：問 11-付問C・D、選手：問 9-付問D・E）で用いた 16 項目については、前回のスポーツ・セクシュアル・ハラスメント科研調査³⁾で用いた文言を参考に、最近の日本のスポーツ界で事件として報道された実例を加味して作成した。16 項目は以下の通りである。

- 1) 「男性指導者が女性選手の容姿に関する言葉をたびたび言う」
- 2) 「男性指導者が女性選手を二人きりの食事にたびたび誘う」
- 3) 「男性指導者が女性選手の前でひわいな言葉や冗談を言う」
- 4) 「男性指導者が女性選手に性的な経験や性生活について質問する」
- 5) 「男性指導者が女性選手に月経について質問する」
- 6) 「男性指導者がカラオケで女性選手にデュエットをさせる」
- 7) 「男性指導者が飲み会で女性選手にお酌をさせる」
- 8) 「男性指導者が女性選手のからだをじろじろと見る」
- 9) 「男性指導者があいさつや励ましのために女性選手のからだにさわる」
- 10) 「男性指導者がマッサージで女性選手のからだにさわる」
- 11) 「男性指導者が女子更衣室に入る」
- 12) 「男性指導者が他に人がいない部屋に女性選手を一人だけ呼び出す」
- 13) 「男性指導者が遠征や合宿先で女性選手と同じ部屋に泊まる」
- 14) 「男性指導者が女性選手と恋愛関係になる」
- 15) 「男性指導者が女性選手と性的関係を持つ」

16) 「男性指導者が罰として男性選手に裸あるいは裸にちかいかい格好で練習させる」

第4部は、自由記述とし、指導者（問12）・選手（問10）ともに、暴力やセクハラなど、スポーツの場におけるハラスメントについて被調査者が体験したり見聞きしたことや、こうした問題に対する意見、またはこのようなアンケート調査をおこなうことに対する意見などについて、自由に記述を求めた。

<分析方法>

本調査では、スポーツにおける指導者と選手の、暴力を含む反倫理的行為やセクシュアル・ハラスメントに関する評価と受容（選手のみ）と経験をそれぞれに分析してその特徴を明らかにするとともに、両者のデータを全国レベル以上にしぼって比較検討することを目的とした。

分析対象は回収した指導者1,406部と選手418部について、評価と受容（選手のみ）および経験をそれぞれ分析し、全国レベル以上の指導者（768部）と選手（359部）を比較検討することとした。

この質問紙調査に関して、調査対象者の属性については第3章で、数量的分析結果については第4～5章で、自由記述の質的分析に関しては第6章で報告する。

(2) 個人インタビュー調査

(1) で用いた質問紙調査のほかに本調査では、個人インタビューへの協力を求めた。協力依頼の方法については、調査用紙の最後に、調査グループへの連絡先（メールアドレス）を明記して以下のような依頼文を記載し、同意してくれる協力者サイドから調査グループに対して連絡をしてもらった。

【インタビュー調査へのご協力をお願い】

暴力やセクハラなど、スポーツの場におけるハラスメントについてのあなたの体験や見聞、あるいはあなたのお考えについて、本調査グループ員のインタビューに答えていただければ幸いです。アンケート用紙が入っていた封筒の表紙に書かれたメールアドレス（〇〇@▲▲.×××）までご連絡ください。このインタビューは、アンケート調査では読みとれないスポーツの場におけるハラスメントの実態を把握するためにおこなわれますので、この件に関するあなたのプライバシーは保護されることをお約束します。インタビュー調査にご協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。

このメールアドレスに回答してくれた回答者は8名であったが、その後連絡がとれたのは3名のみであった。この3名に対して、インタビュー調査をおこなった。

被調査者に対しては、あらかじめ文書で本調査の趣旨と目的、匿名性の保証と守秘義務に関する約束ごとを説明し、データ利用の際に当該箇所の掲載文面について本人の確認をとることを述べ、了解を得た。調査は半構造的インタビューによっておこなわれた。このインタビューの結果は第7章で報告する。

<参考文献>

- 1) 「キャンパス・セクシュアル・ハラスメントに対する取組みの現状と課題」 研究グループ『大学におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の現状と課題—日本での取組みの実態調査と国際比較（カナダ・アメリカを事例として）—』文部科学省科学研究費（基盤研究（C））課題番号 13837019、2004年3月
- 2) 朝日新聞社「高校野球の指導に関するアンケート」2006年6月
- 3) 吉川康夫ほか「スポーツにおいて女子学生が経験するセクシュアル・ハラスメントの現状とその特殊性」平成14～16年度 日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究（C）14594013）研究成果報告書、2005年3月）